

答 申

第1 審査会の結論

奈良県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成15年5月20日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成5年～6年特定個人に対する数回の出動記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成15年5月26日、実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、条例の規定が適用されないとの理由を付して、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成15年6月10日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成15年6月19日、奈良県公安委員会は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書等において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

警察が出動することは、刑事事件であると認識しているが、民事事件であると判断された。仮にそうであっても後日、事件に結びつく可能性もあるので継続して保持し、記録として残すべきである。仮に廃棄したとしても廃棄記録として残すことが実施機関としての責務である。

実施機関がした本件決定の審理審査検証、審査庁としての原処分の審理審査検証が必要であるので、それらの審理審査検証を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

本件開示請求に係る行政文書は、その請求内容を見れば、請求受理の段階から明らかに条例の適用を受けない行政文書であると判断された。

しかし、条例第1条に規定されている制度の目的を遵守すれば、開示請求者の権利を十分尊重する必要があるとあり、開示請求権を無下に拒否することはできないものと解釈している。そのため、開示請求者の意向を尊重し開示請求書を受理したが、開示請求に係る行政文書が明らかに条例の適用外文書であることから不開示情報に該当するかどうかの判断をするまでもなく、上記の理由により不開示と判断したものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

よって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査請求人の意見陳述を受け、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 条例の適用について

本件事案に関する条例の適用関係をみると、条例附則第1項第2号の規定に基づ

く奈良県情報公開条例の一部の施行期日を定める規則（平成14年1月奈良県規則第37号。）により、実施機関が条例の適用を受けるのは平成14年4月1日とされ、同第3項で同日以後に実施機関の職員が職務上作成又は取得した行政文書のみが対象文書となることが明記され、同第4項で実施機関においてはそれ以前に作成・取得した文書について情報公開条例の適用はないこととされている。

審査請求人の意見書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、平成5年から6年にかけて発生した事件に関して、警察職員が出勤し、その出勤した際の記録が請求対象文書であると考えられる。

審査請求人の主張のとおり、当時、当該記録が作成又は取得されたとしても、条例が適用される日以前の文書であるため、条例の適用対象外文書と扱わざるを得ない。

従って、審査請求人が求める文書は、その作成又は取得の時点が明らかに条例適用日前であると認めざるを得ず、条例の適用はないと判断する。

もっとも、情報の提供が考えられない訳ではないが、当審査会が吟味したところ当時の保存期間が2年間であることから、既に廃棄され、情報提供することもできない。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成15年 6月19日	・ 奈良県公安委員会から諮問を受けた。
平成15年 7月17日	・ 奈良県公安委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成15年 9月12日	・ 審査請求人から意見書の提出を受けた。
平成16年 1月 7日 (第81回審査会)	・ 奈良県公安委員会から不開示理由等を聴取した。 ・ 審査請求人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成16年 2月 4日 (第82回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 3月 3日 (第83回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成16年 3月29日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
さわにし やすちか 澤西 康允	元産業経済新聞大阪本社奈良支局長	
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授（行政法）	

(平成16年3月29日現在)